

松村春輔編輯  
 近世櫻田紀聞  
 初輯

上

~ 13  
 4252  
 1



明治八年四月日

松村春輔編輯  
月岡芳年畫圖

櫻雨園  
中巴匣版

# 近世櫻田紀聞

初輯  
二冊

東京發賣所 文永堂

010189041891



## 櫻田記聞序

凡萬國所以能保持其獨立者何也唯以其人民有竭各自之義務也人若不守義則不異禽獸國若無人則難保社稷義之於人猶草木有根也木若斷其根枝葉何因能繁茂人若失其義忠孝何因能發生所謂報國心者竭其義於國事之謂也國果無義士則無憂內

N3  
4552  
1

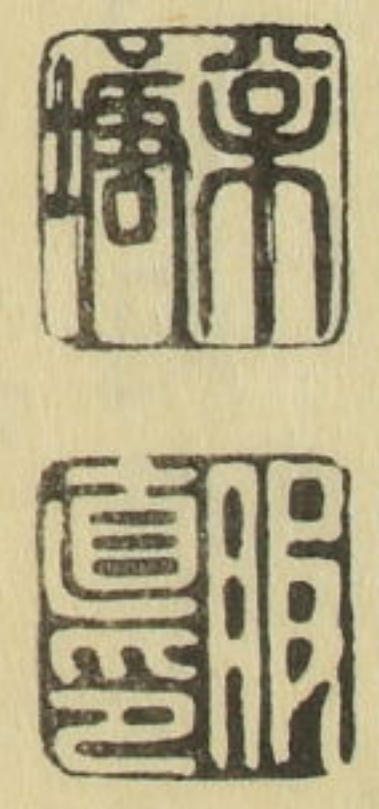
了  
189(2)

之憂者也憂內之憂者則心憂外之  
患者無患外之患則國家何以強  
立大哉義乎近頃松村氏記水戶脫士  
佐野某十八名之事名櫻田紀聞而將  
以於世來需序於余此士也迅抱報國  
之浩志而以死憂國義憤激勃忠勇奮  
起不堪其憂而遂有櫻田之一舉其舉  
也雖不免暴亦其志不出於憂國之外

況當時之景况不未脫武夫之頑癖耳  
焉物議紛紛人心勦搖彼輩當此際首  
唱義特馳其兼心於一途之所致也若  
使之在今日則可果為國家開明之一  
臂也故雖身與櫻花隨地名可從薰百  
歲松柏氏之有此舉欲因以勸獎後生  
是亦何謂嘉舉也余亦記數言以欲表  
其義子時明治八年第四月櫻花爛熳

筆研為紅恍有當年鮮血淋漓濺羨膽  
之想合記且為叙

巖代 服部誠一撰



得所志人書



源烈公遺墨

兜細物混よわい  
文字見出し  
一字も三四字も  
三四字も  
進名書畫患の多味  
又い玉苑子愛好の乾  
五急いふぬし

青木氏所藏

録  
 蓮田市五郎詩  
 呼狂呼賊拖他評  
 多歲怨雲今日晴  
 正是櫻花好時節  
 櫻田門外血如櫻

大關和七郎



齋藤監物

美浦影長  
 雪折まじり  
 名をうらむ  
 ありや  
 古

うらむ  
 名をうらむ  
 ありや  
 古



佐野竹之助



君のうらみもさへしつゝまは男の

有村の伝

名はつゝもつゝの如くはしつゝ



有村次左門

近世櫻田紀聞初編之贅言

這書の嘉永六年の夏米國の使節来泊の緯は起り源烈公の忠諫幕府は盡く給ひ一稔末より元老井伊直弼主が權威踈暴の振舞ふ倣ひ時の幕吏等

輕視はつゝもつゝ諸侯も幕府の意は應せんと自然は違路と顯は不隨ひ有志等元老の罪を鳴はる莫約を綴り第三回に到り水府の有志同盟を結び長岡は元老擊殺の集議を

做く緯決して國を脱するの條下は初集二冊の局を結べり第二集の脱士等江戸は潜伏の奇談より終は櫻田の變を

櫻田紀聞

二冊

綴り大團圓と做せ此の道もふ成刻々々發市あり可し。  
 本文あり烈公の傳をも聊録し之看官の覽は具也陳烈公の  
 先祖光國郷より此より水戸家の累世賢君ありぬを無く素より  
 勤王の志厚きふ又佐幕の深切成る親藩も雙ぶなり近世の  
 英傑も衆く水府は听え其の中あり名臣と喚ぶるもの  
 藤田彪武田正生あり然れども彪の薄命より早く鬼藉に  
 陥り正生の勢ひ無名の師に死するを俱に聖代の現は在り  
 遂に烈公の宿志も果しらん編者も更に遺憾多かり  
 本章は眼目とせし元老の緯あり看官注意して讀むは元老井伊

櫻田日記

侯の先祖の閑院の左大臣冬嗣公の七男内舎人良門五世の孫備中守  
 共資の男備中大夫共保より井伊の家号を起し其後胤肥後守  
 直親が男侍從兼兵部少輔直政徳川氏草創の折より強く忠  
 戦の武功あり江州彦根に封土若干を領し是より這より徳川  
 老臣の席に列し當時直弼主元老の職に座し内外事の多端に  
 ても國政の疎暴私怨を仁と罪する故終に櫻田の春雪小腐  
 名を曝し到る其將從より者も惜かりはるるの  
 然れども王政復古の戦ひより彦藩力を官軍に尽し  
 其功拔群ありを以て祖父の行名の雪と謂べし



此書の原本多く其頃の日記やの雑書或は十八士の親族の  
傳話を掲げ或は近世の史畧中を折衷して一篇と做し故に  
誤事多しを得也。編者一層疑案あり。俾は賜顧億兆の  
君子其僻言を校正言遺多し更は改定の勞を盡しを願ふ。

明治八年四月中幹櫻雨  
園中の花正は春風は開の朝

紅雪山人春輔識

右二葉 鶴田容淨書



櫻田口七

春雪 奇談 近立櫻田紀聞卷之上

第一回

東京寄留 松村春輔綴

孝明天皇の萬延元年三月三日櫻田御門外に於て  
水戸の脱士佐野竹之助。黒澤忠三郎。鹿兒島の藩士  
有村治左衛門を始り十八名が大老井伊掃部頭  
直弼朝臣が上巳の賀として登城の折柄其の行列  
を襲撃倅し終に中将の首を討取り其の名を



史歴不殘一たる緯の原意茲尋ぬる不是よる聖  
 嘉永六年水無月の事なりけり相摸の國三浦郡  
 浦賀の港に外國艦四艘渡來せり這る亞墨利加  
 の國部内あり共和政治を開智せし合衆國カリ  
 ホルニヤを出帆せし軍艦二艘蒸氣船二艘を  
 り諸島の亞米利加國とりける其嚮英吉利國の  
 屬地あり罪人茲遠流ある所のなりしが我日  
 本安永の頃より國人大に奮發し和聖東と以

る、そのを大將と戦ふと八年遂に軍を歩勝り自  
 立の權を得たりける夫より大いに盛んに倣ひが  
 我が天明の頃より彌廣大繁華の地と倣ひ今を  
 屬國三十一州の長たりよの國を我日本と異に  
 聖主世々統を繼て位に即めりた才畧人望  
 を兼たる者茲撰て在位四年を以て一期と國  
 内で治めしむる定めありきども王賢みて賞罰正  
 一けきハ期年茲重ぬる夏もあると欽當時の國王

其の姓を斐謨、名を美疎進とりり長臣波理と使節  
として通信貿易を倣さんくめ國書を持て来り  
なり然るを我皇國みての開辟の往古より悠る  
例のあらざきを幕府におめく断然と決する能  
えず是より彼が持来り國書を翻譯倣さしめ  
諸侯を集めて意見を問ふ就も和戦の二字を議論  
し更ニ確定為ざりけり

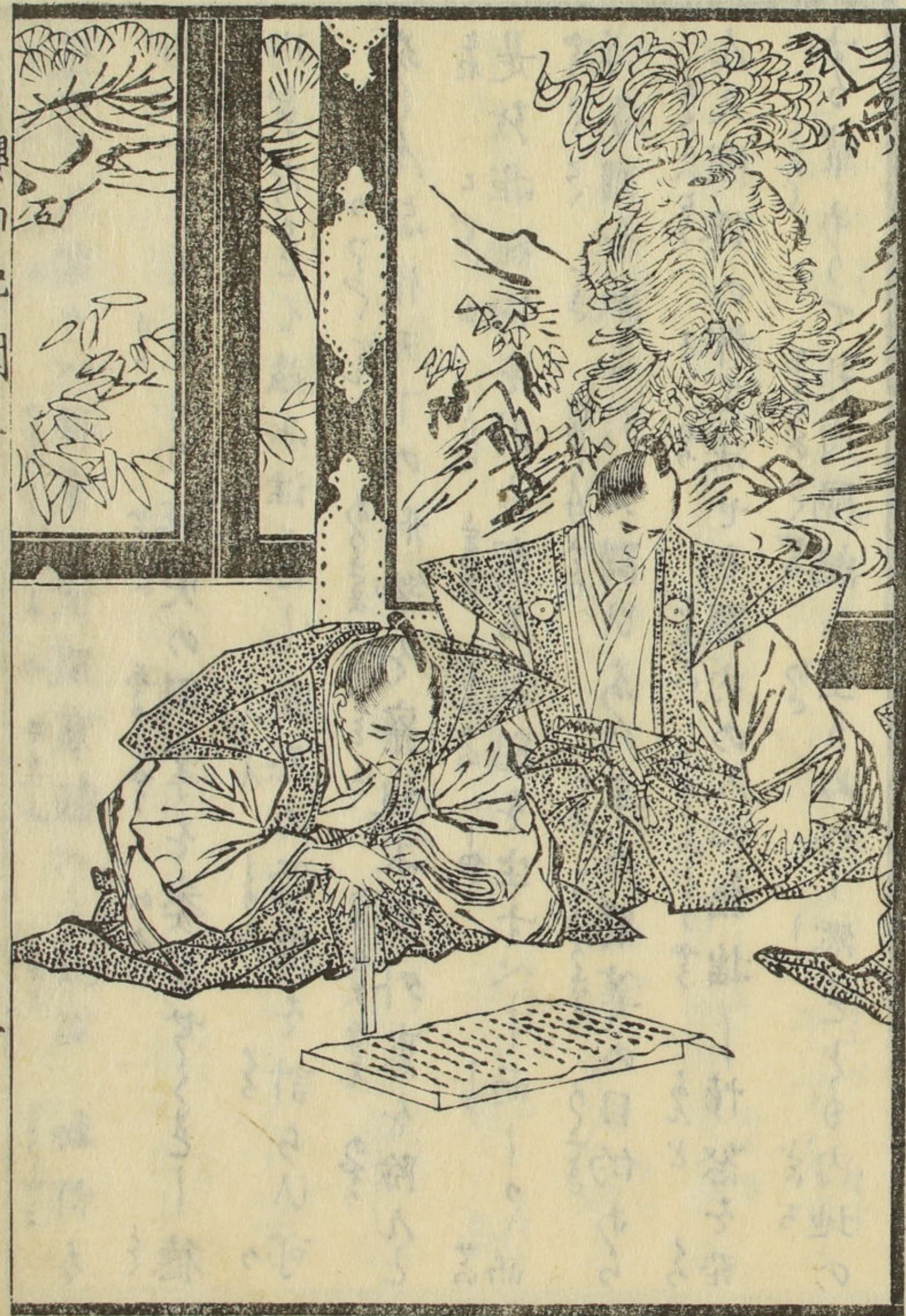
編者云ふ本文の櫻田本井伊中將を撃殺せし十八人

の緯を眼目とする然るをくく亞墨利加の使節渡来  
の始トめより復歴茲ニ書記さず开ハ余が前著  
したる復古物語を一覧せむ緯を瞭然倣し  
たぬらん諸是より談出す嘉永六年米國使節  
渡来の頃より日夜肝膽を碎きひ故大樹  
家慶公の甚く心脛を勞せらる漸次ニ病腦重  
らせあひて終ふ七月二十二日薨トあり  
を増上寺に葬り慎徳院殿と謚し嗣子家定公

を立て徳川十三代の將軍とて從二位内大臣の叙任  
 ありしが僅うの六年を編て安政五年七月八日三  
 十五歳にて薨たぬに前後より説出せば看官  
 是れ注意して讀めば然か

茲に突東の外國より日々通信貿易の絆を逼  
 して閣老參政を預め和議を做さんと決意せし  
 より只管朝廷に靖奉り通信の許尤を願出んと  
 既子閣老堀田備中守正篤も京師に登り大り

尽力を爲すとて人ども縉紳家の内ふも中山權大納言  
 万里小路正房卿等関白尚忠卿も通り終に通信  
 を留めひしより堀田備中守も詮方なく関東に  
 猶外國の心勞做し衆議を凝し幕吏等  
 俱に談むるやう這度國家の大事件に倚り  
 を伺ひ奉らんと閣老速に儒臣をして遙々登京  
 させしめし時勢を考へぬ青公家輩が突東の意を叛  
 き屢々勅許を妨ぐる茶贈さも贈し下ふがごとく備



諸侯の柳營に  
米國の來書を  
觀る

この終ふ閣うが関東の武威哀頼べー縦ひ 勅許る  
あゝずとも素より征夷の職掌を委任せしむる徳  
川家なりと茲に注意し断然の所置を計らひ可  
あゝん欲債天下の形勢を察視ふ今外患を除んと  
是を拒絶做す時を忽ち乱階を生すべし而して西  
洋各國を敵と引受闘ひあが争う勝算の目的あら  
ん又開港の締り決せを國內の人心動揺し憤怒を發  
する輩ありて邦内隔絶ふ至らぬべし然れども内地の

乱々如何様とも平治為安し倘外國と干戈を交へ  
あが容易ふ鎮靜すると難く還て 皇國の安危ふ  
拘りん夫是押て看る時の戦ひ止て和議するの廻り  
まわりて國の為且人民の為ありあまは強ち違 勅  
とのふべきくの懸ひ奏問を遂るが故ふ其虚ふ乘る公  
家輩が兎角故障を演立て奏議を再度拒むあるべし徳  
姑息の手敷を棄る断然其器ふ堪べき人を撰て出して  
今更ふ大老職を委任するを専務あゝんと幕吏等ふのが

嬰日巳開上

下

勝手を主張し遂に徳川家の武威をも輝かせんと  
 馳せ彦根中將、井伊掃部頭を擧げ執權職と做し  
 たりけり。恣り程に彦根中將を大老職と做りし  
 より引續ひて太田入道道醇、鯨江侍従、西尾侍従等  
 を汝が腹心なり。然りとて威閣老を再任させ、切り幕  
 威を振ひつ心の随ふ政を取り行ふ。開か中ふも日  
 逼りし外國の緯ありしが彦根中將思ふやう。今我  
 國の危ふに支實ふ薄氷を踏か如きを。朝廷ふ

靖ひ所置做す時、緯ふ後ろのそなうに外國人の怒を  
 受て萬一、支の過ちより一回兵端を開く時、各國総  
 て敵と做る。恣る危道を踏んより、断然通信交易の  
 條約を結ぶ。示すと遂に米國の使節「ハルリス」に  
 神奈川に於て條約を結び、印信を遞与す。魯西亞  
 英吉利、佛蘭西等も俱に條約に及び。此音京師  
 へ奏問ありしかば、朝議いよく粉々として、總て  
 らば、這時に當り報國有志と稱ふるもの、諸國

嬰田巳開上

七

よりて京攝の間小往復倣一同志を募り徒を結  
 び勤王攘夷の説を鼓動一井伊中将が權断ふく  
 外國と條約倣せと听とひとく幕府の朝  
 憲を輕蔑倣す茲憎むのあり井伊中将の繹杯  
 ら更ふ憚る氣色もなく口を開ひく罵りける恁  
 る所小関東ふて在府の諸侯开ケ中お土州侍  
 従信豊肥前少将正齊因州少将慶徳守和島侍従城津  
 山中将倫等の五侯を和信を強く歎うせありて

あむく諫書を呈しらう、井伊中将を始とめと  
 て客老參政に至るまが毫も採用の氣色なけれ  
 を茲ふ又水戸中納言齊昭卿も是まが幕府を  
 諫たぬひ一事幾度々今々書をのりて諫むる  
 とも井伊中将が慕威を振ひて迎も攘夷の沙  
 汰のありま、是より尾州越前を始とめと倣  
 諸侯一同登城を將軍に逼り攘夷の大挙を  
 促ぐんあむ専務なると遂に登城の御決心を



持の臣武田伊賀守しんすけごいのかくを小召させたるしめふ紀州家を除のぞ  
 くの外の外皆中納言の御同意ごどういなるいみぞ五月下旬一いち  
 同登城の決議どうとんじやうと做りし其日そのひを遅おそいと待まちとけるさて  
 かの水戸中納言みづのちゆうなごんの名なを齊昭あきあきとりひ字あきまの子信景山しんけいざん  
 と號かし如名よりのなを敬三郎けいざんとりり文政十二年其封ぶんせいじふにねん  
 土を襲とぎ從三位中納言とせんちゆうなごんを叙任ぎよたるまこの這君人このまききひと  
 とあり英明えいめいありて果斷こつぜんありけしを假初かりはつふ為ためのふ  
 緯いととる人の意表いひやうふふよりいまはみぞ外患がいわんの防禦ぼくぎよも

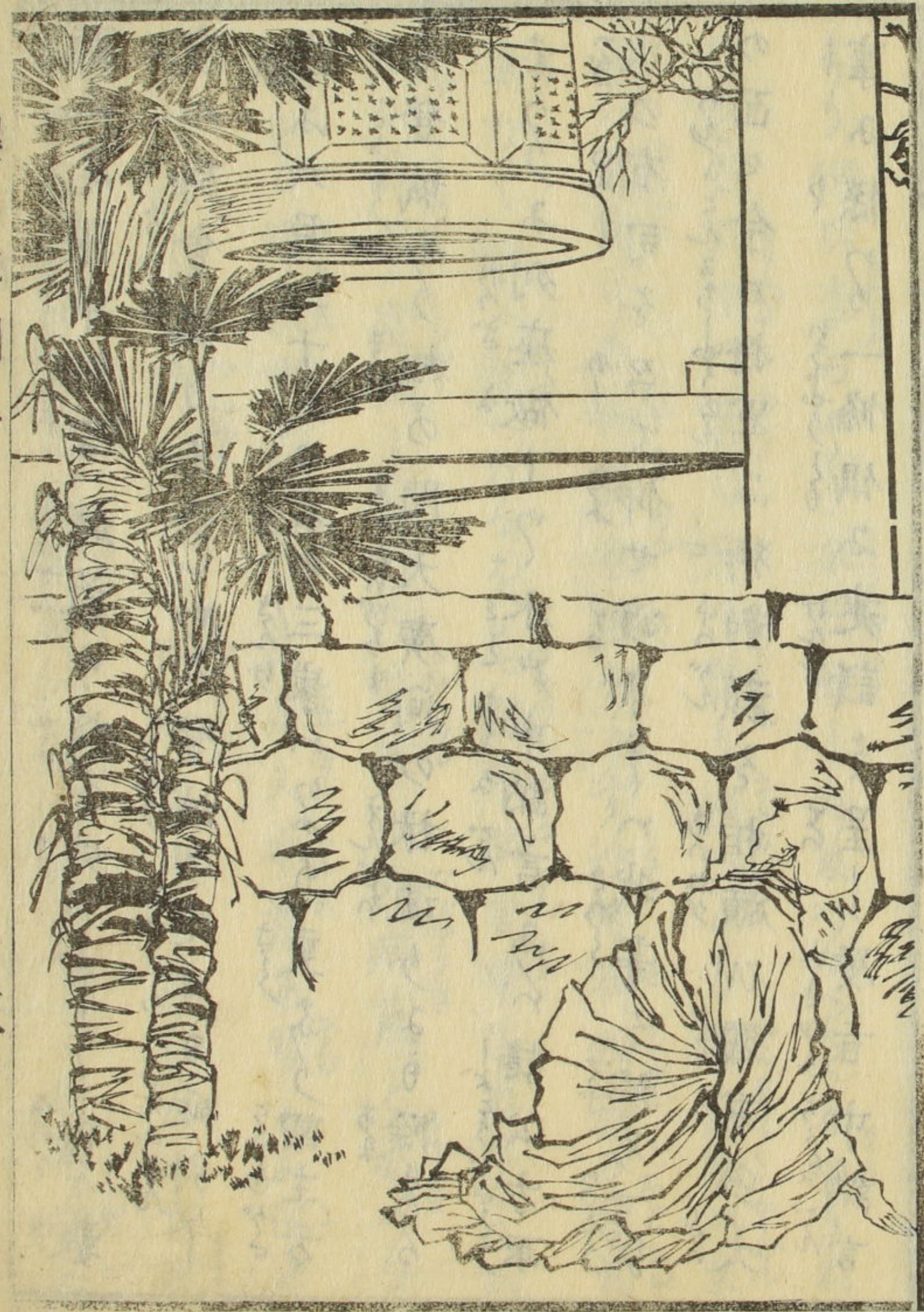
夙つとみ先見せんけんありたるたひ既すでに尊攘そんじやうの説せつを鼓舞こぶふし是これよ  
 り嚮天保辛丑きやうてんぽうしんじの年海岸防禦かうきやうぼくぎよの手當てあてなくしてか  
 あのみまじとく國內寺院こくぬちいんの梵鐘ぼんぐわを御おんさせ巨碩きよさく  
 を鑄造いどう做なしたるたひか幕府まくふありて外患がいわんの  
 防禦ぼくぎよ多おほく思おもひ由よし依よらぬ頃ときなるまみぞいてて竊ひそく  
 中納言ちゆうなごんが異心いしんありて徳とくる用意ちゆういを做なしつるたくんと  
 大おほみ疑念ぎねんを生いしつ同十五年弘化元年どうじふごねんと改元かえん  
 ありし甲辰かうしんの夏五月なつご中納言ちゆうなごんを江戸えどに名寄なよせ

駒籠の邸内あつるに幽閉おぼせし此度このたび外國がくにの緯起とこる  
不逮たふび幕府まくふ其所そのところ置おき苦くるし又また中納言ちゆうなごんの英才えいさい  
を慕ほひしそのう幽閉おぼを解ときし國事くにじの政務せいむ  
みつがわししゆい井伊いひ中將ちゆうしやうが大老たいろ職しやくと做なら  
ししより中納言ちゆうなごんの職務しやくむを只名ただなのそみし中將ちゆうしやう  
が果斷くだんし倚よらずとりよとなきさきばあはせ外がひふ  
との條約じョうやくさん事ことなる成なり後のちみ至いたり中納言ちゆうなごんのみ  
听きへけらみぞ遂すに將軍しやうげんと御對顔ごたいげんみし攘夷じやういの

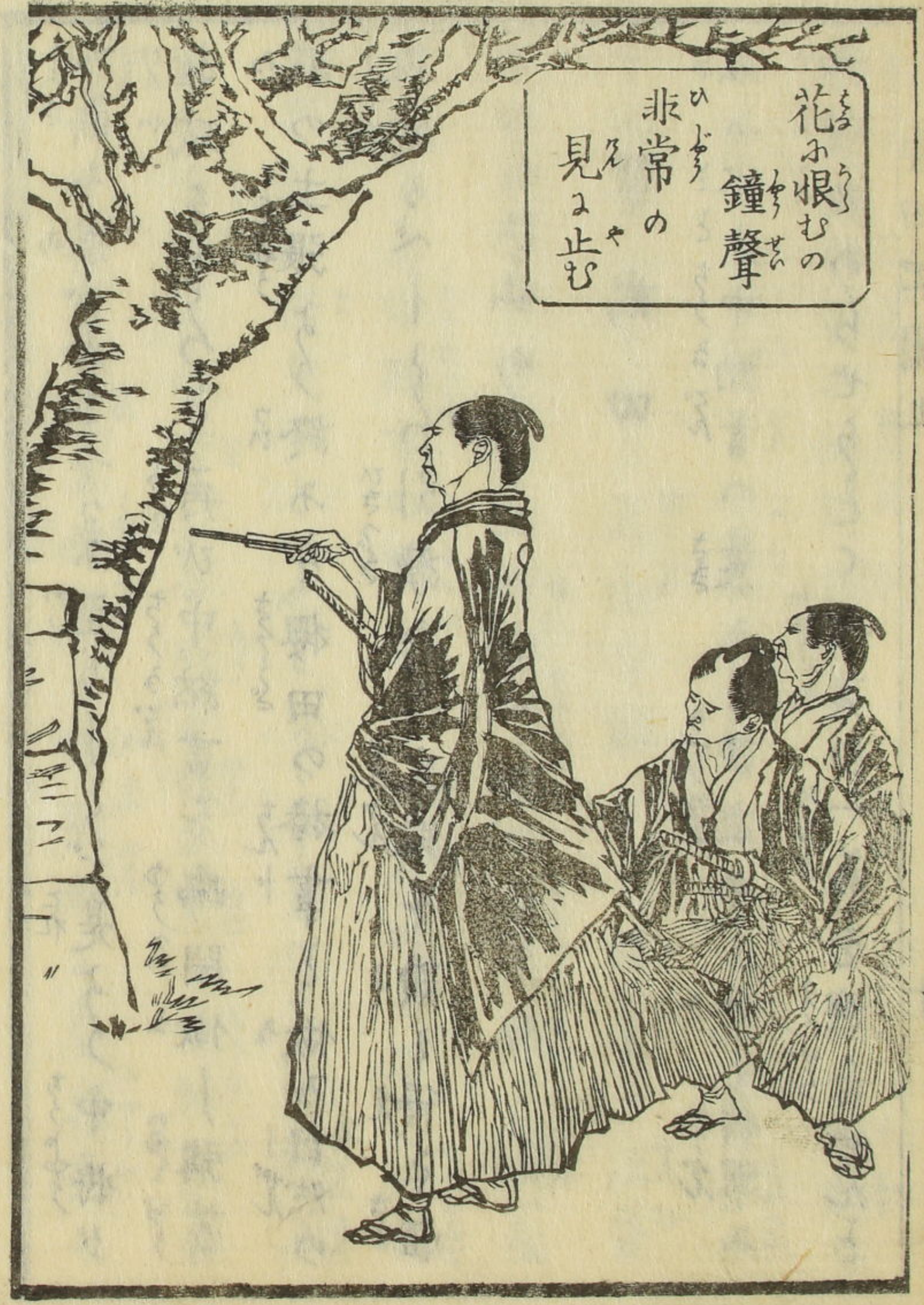
大義たいぎを拳あげんとするみ至いたりし是これより中將ちゆうしやうが  
權威けんいをとりし再び中納言ちゆうなごんを幽閉おぼし彌慕やぶ  
威いの主張しやうちやうより終はみし櫻田さくらだの椿事つばきじと做なる自然しぜんの  
理ことわり成なりるべし引續ひきつぎたる文段ぶんだんを讀よみ得える悟さと  
りた多おほし秘ひめし

第貳回

茲こゝみ水戸みづと中納言ちゆうなごんの曩なも談出だんしゅせし如ごとく將軍しやうげんみ  
御對顔ごたいげんあらせらして攘夷じやういの一義いちぎを演舌えんぜつせんし



花お恨むの  
鐘聲  
非常の  
見え止む



既すなはち尾張中納言。越前中將を始はじめり内々數  
 度たびの御會議ごぎありししか登城ととやうの定日ぢやうじつも延引えんいん  
 遂ついに六月二十三日右の三家さんけのりも更さらなり國主方  
 も登城ととやうあり松の間大廣間まなびらまの椽通えんどおりも除あき  
 るらり列座れつざ做しつ水戸中納言みづのちゆうなごんの諸公しよこう方取  
 次つぎの有司ゆうしを召よして仰おほせ渡わたさうの我等われらを始はじめ一いつ  
 の面々おもむき今日將軍けいしんの御對顔ごたいげんを相願あひねがひ國家こくがの大  
 事じ係けいり一條いちじょう俱ともに建議けんぎを呈まし度旨とぎぢみ中納言

より伺うかがひ奉まもるやう取次とりつぎ致いたしたるりるべきと申まされ  
 けきを取次とりつぎの有司ゆうし開ひらけり候まうへども折悪せあく敷し將軍家  
 あり昨日きのうより御氣ごき分ぶん例れいありず迎むかひ御對顔ごたいげんの程ほど覚  
 束たすなくやう答こたへけるを尾張中納言おわりちゆうなごん申まされりるあり  
 既すなはち我等われら登城ととやうしるる將軍しやうげんの御病氣ごびやうきと承うけりり  
 遠とほき歸館きかんするあり於おては是こゝ又また本意ほんいふ背そむくや似にと  
 り左ひだりの御病氣ごびやうきの御伺ごうかがひ申ましるあげんりぎ取  
 次つぎ致いたされよと強ひて有司ゆうしへ逼せまりるあらうる取次とりつぎの

有司も今の道る語ば多く其由將軍へ申しあげ  
 んと奥用人まが取次しうど將軍家の誠の外所腦  
 重せしと御對顔の儀相不叶とのとふより其旨諸  
 侯方へ答へけり然るふ水戸中納言の將軍の御病  
 氣這ハ必ず偽りなりと心中尤も不平を發し是  
 まが做せ今日の儲を此終めて止らんを實ふ  
 残念の至りならん誓くそふ扱へ居て又せん術も  
 あらんものと獨意中ふ秘りし正午の頃まが

待受あり又取次の有司を召て中納言より重て將軍  
 御伺ひ申し上る旨取次たるるべし今朝伺ひま  
 らせし御病氣の故をせめて御對顔許しありし  
 ざりしが最早時刻も相立バ御全快もなかり難し  
 千萬恐れり分るる今度御對顔を願ひしる  
 つるべしと仰せしきけるあぞ取次衆ハ重く奥用  
 人ハ斯と演舌ありしうが誓く有りて取次衆を以  
 て水戸中納言を始め其餘の諸侯ハ仰せ達せら

るやう將軍の漸次御脳重らせらるに迎も今  
日中めの御對顔の程不相叶ず是より井伊掃  
部頭を以て建言の趣き取次べきとの上意よ  
り程なく大老掃部頭め此所へ出仕あるべしと  
有司の語終らざる内大老井伊中将直弼の松の  
間み出仕做しつ時候の禮讓品ありて扱應接  
及ばるめい今朝より憊をくり御三家を始め諸公  
の方々再度御對顔を靖ろといへども折悪敷大

樹公の御氣分例あはざるめぞ直弼建議の趣き  
を承り大樹公み言上仕らんと更み憚る気色も  
なく列坐の諸侯へ談判し速づきけきを待儲け  
たる所あるめぞ尾張中納言の衆小嚮んど進出  
られ彦根中将よ仰せらるめ先達而外夷渡来  
の折柄我が皇國を開闢の往古より他方と通  
信做さるる法則あるをとりて速く鎖港の議論  
を建白する諸侯咸違論あはざる所朝廷も

強く外虜を憎ませたる多し屢攘夷の勅命あり  
 を獨り貴殿の權斷し倚り夷と條約しとさき  
 や今日將軍家御對顔を靖ひし由余の支件  
 あり即ち鎖港の策を決定做さんぐ為あり  
 てや貴殿の家柄を東照宮の御在立より數代徳  
 川家の譜代より四老臣の其一人實に御家の柱  
 石とも頼むべき徳る國家の大支件を汝が慕  
 断しましせし當御家の不為のとならんや畏れ尋

くも 朝廷へ對し奉り征夷の職に堪るといふを  
 何をとりて辯論せん這の伎恚と切逼り理を  
 かい言葉を和らげて彦根中將を結向あれは中將  
 是ふ答へあり許し掃部頭不省あはれども既大  
 老の席を穢せむ 朝廷いりも更あり徳川御  
 家の不為と做る政事を恚で計らりん今直弼が  
 辨ずる度水戸殿を始めとして諸公方のみ暫時が  
 間听れより既嘉永六年水無月より外夷

皇國に渡來倣し通信交易を條約倣さんと日夜  
 政府に逼りし茲一端夷等を憎むのあり攘夷  
 と緯を決定倣さむ只一國の敵のそあらず立畧殘  
 らず同監あまば外國過半を敵とあし怠でり維持ま  
 る術ありん嚮みの清國廣東の如き轍を踏り無謀の攘  
 夷ハ勝算決して覺束なり然りとりども直弼ハ外夷  
 の武威を語りつ俱み恐怖を述ぶるあゝだ素より  
 直弼が所存とりあひ今海岸に砲臺を築き陸地の防

禦の要冊を構へ外虜と干戈を交へる其鬪戦の虚  
 實を伺ひ國內の中みても必ず乱を醸そ事鏡に掛  
 て見るが如し恣る危政を倣さんより兎角泰平を  
 こそ誠小國家の御為ありんと假し和親を結びる  
 り然りとりども條約の要件は是咸京師に伺ひ  
 吏のそくに至りしありと言路夾うよ答へらるるを  
 水戸中納言進と出逐一中將殿の議論を听し唯泰平  
 を期さんが為我神州の國耻を思はず外夷の術





諸侯  
列  
元老の  
非と論を

中ちゆうのちゆう陥ちゆうり終ちゆうめちゆうのちゆう彼等ちゆうは役ちゆうせちゆうしちゆうと奴僕ちゆうの如ちゆうくあちゆうん事ちゆう  
我が先見ちゆうは違ちゆうふちゆうすちゆう斯今日ちゆうは論ちゆうずちゆうの先達ちゆうて外夷ちゆう所ちゆう  
分の繹ちゆうは依ちゆうり各忌憚ちゆうをちゆうもちゆうかちゆうゞちゆう建言ちゆう做ちゆうすちゆうやうちゆう  
台命ちゆうありて諸侯ちゆう建議ちゆうを呈ちゆうせちゆう所ちゆう十ちゆう八ちゆう九ちゆうの掃攘ちゆうるちゆう  
る小衆ちゆう譏漸ちゆうく確定ちゆう一朝廷ちゆうのちゆうもちゆう更ちゆう多ちゆうり幕府ちゆうは  
於ちゆうくも全國ちゆうの衆議ちゆうはよりて御決断ちゆうのちゆうせちゆうられ既ちゆうは  
兵端ちゆうを開ちゆうくんとちゆうまる折柄ちゆう更ちゆうは諸侯ちゆうの異見ちゆうも謀ちゆうらちゆうゞ  
唯獨断ちゆうは條約ちゆうを做ちゆう一人民ちゆう揺動ちゆうの後難ちゆうも察ちゆうせちゆうざる

如斯ちゆうきの幕政ちゆうの神人ちゆう俱ちゆうは容ちゆうざるべし條下ちゆうを察ちゆう  
一あが獨りちゆう慕威ちゆうの振ちゆうふちゆうすちゆう今速ちゆうらちゆう前非ちゆうを悔悟ちゆう一  
條約破談ちゆう致ちゆうさるべし若又ちゆう這儀ちゆうを容ちゆうざるちゆう於てちゆう朝ちゆう  
廷ちゆうの爲國ちゆうのたれ國ちゆうを乱ちゆうさるちゆう奸賊ちゆうあり怠ちゆうは中將ちゆう今  
齊昭ちゆうがりちゆう所毫ちゆうの辨解ちゆうするちゆう旨ありや承ちゆうまちゆうつちゆうんと結ちゆう  
寄ちゆうのちゆう彦根中將ちゆう答へちゆうのみちゆう只今ちゆう水戸殿ちゆうの御論ちゆうの直ちゆう  
弼ちゆうをちゆうて奸賊ちゆうと喚ちゆうりちゆうのみちゆうが條約ちゆうの一条ちゆうは実ちゆう以て直弼ちゆう毫ちゆう  
人の所存ちゆうはあちゆうゞちゆう畏ちゆうきちゆう多ちゆうくも朝廷ちゆうの勅許ちゆうは隨ちゆうがちゆうひ申ちゆう

嬰白已開上

計

さむんを違勅の罪へ遁れまど猶亦勅許の下の共將軍  
 家の御指令多くての怠で條約を結ぶべき然る直弼を  
 奸賊ありと喚りあふ更ふ其意を辨せぬ田丈野人の  
 譬論みて中納言殿の御辨論との伺りまじず句然るに  
 貴殿も尋ね申さん外夷と約を結びの勅許を得て後  
 將軍の指揮も隨ひ計のまじり句怠みの今申せおとく  
 勅許を得て後計ひとり句左まじり貴殿の辨駁も疑  
 念を生むる更へのけきと示来我等が覚悟の為におの

勅文を拜見せん句素より勅書の將軍も自身秘置と  
 見まわすすべし句然らば勅書の拜見の替く其意も隨  
 まべし然りと雖も中將殿勅書の下り其上の諸侯の建  
 議もつるを以て勅意を衆も示すべきの言むとあるに  
 順次あるを然るも貴殿大老の職に在るが故に大  
 義を衆も謀らば權威を頼り獨断ありしに実も失策と  
 云のざるべけんや是も辨むる委細あるが承りんと理を押

て彦根中將を逼りし中將いまだ言葉もなく進退迫  
 り尻りぢく総身汗を流まが如く手持無沙汰のその折  
 柄最前より列座做しぬ松平讃岐守片腕又進出ツ  
 りま中將の爲躰く觀み見りて申さるやう最早日も西  
 山又傾きぬまが今日の集談は是迄みて席を開き又重  
 て參會做さん諸侯の御所存いぬあくと申されけむを  
 咸可然しとの緯又依り各歸館ふ逮ばれけるも彦根中  
 將の弁解あさんも辞多く進退逼りし其折く讃岐

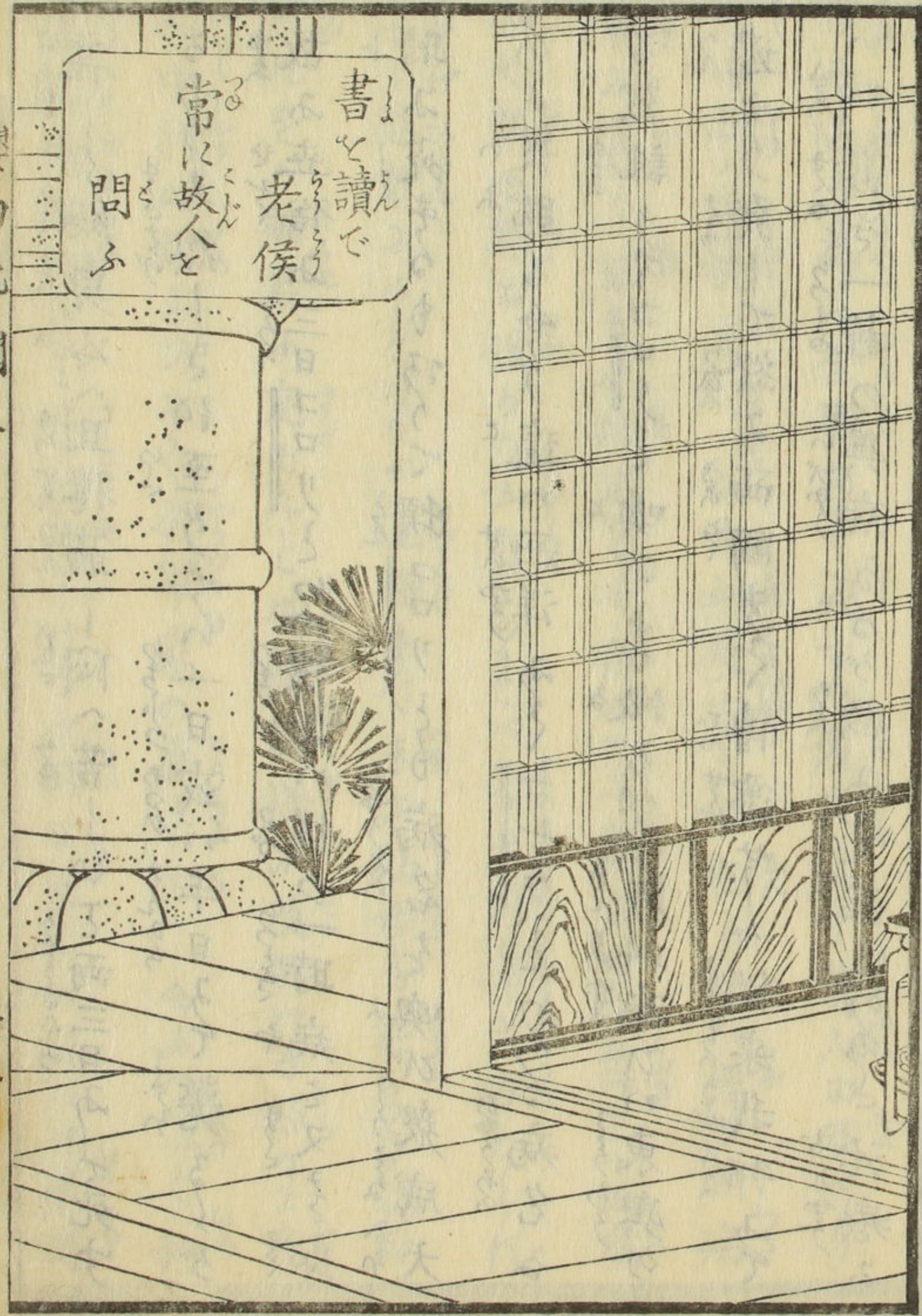
守の一言ふ薄氷を渉む危所を遁ましく俱ふ退出做  
 したりけり

第三回

徳而復水戸前中納言齊昭卿を昨日柳營ふ登城も  
 まを議論あくる所彦根中將の勅許を蒙り所置  
 せやう既に前條ふも談じ如く辞夫く解れしうと中納  
 言の中将が勅書の下じ言訳の素より其庭の遁辞

なるとの兼而京師の探索めく篤より察しあひ故ふ翌  
 二十四日明六ツ告る太鼓と俱ふ小石川の館を立出あひ  
 榊堂ふ登城倣し將軍の御對顔を願ひあふと雖も將  
 軍あひ御腦彈痛せらる迎も御對顔の程はくあひざる  
 との事ありけきば無念あづるも退出ありて小石川の館ふ  
 歸らせあふ程多く幕府より御使者何まで前中納言  
 殿あひ當分御慎とあるべしとの台命るるもぞ其段御受  
 あくせらるたり然るふ水戸の一家中の兼て中納言の志し

不日攘夷ふ決せんと思ひ勇まゝ甲斐もろく老君あひ遠  
 の御慎と致受らるるも是唯彦根中將が奸謀よりをのが  
 悪政の失錯と權威ふ任せく人々速がれ憎き大老の振  
 舞うると怒氣を合せて憤り俱ふ慨氣を顯しけり茲  
 ふ又將軍家定公あひ這程の御病氣の全くの事ありける  
 六月の初旬より海内一般に疫癘流行するふ此病症最  
 尖くして始め卒然と癸熱し丈より俄ら吐瀉する事



甚しく総身冷へ且搏筋一岡へ苦しくむと西三日みて死す  
 るあり又烈しきに至りて一日或ハ半日みて斃るるが  
 故ふ壱倍ふ三日コロリとゆふ後より僅う一時病を又す即  
 時死するも有りて頓コロリとも病名を喚び衆咸大  
 ひは畏怖るをり這ハ西洋みくコレラとりける病名を  
 る然訛りてコロリと喚びる做るべし原此病ハ東奥の  
 邊より発して終り西國まぐ傳遷せしが從來我邦み  
 例少き一種の異病あるが故ふ老函もいふと治療ふ

慣む是が為ふ全國あく死する者九三千万人及べり  
 悠る折う將軍家庭ふも此疫病ふや在りけん僅うの病  
 着ふ甚く悩ませ給ひり七月八日ふ薨去あり壽三十五歳  
 とぞ聞ゆ斯る僅うの凶変ふまじや當中周章大方なくば  
 上下悲歎ふらとけるが這時まで未だ幼君も在るがゆが  
 何れを嗣君ふ定めんと先其許議ふ及びける然るは彦  
 根中將の計らひみく將軍家の薨去倣ふあふ深く秘  
 置只御不例の沙汰倣しけるが終り同年八月八日家定

公の薨せしれを普く天下に知らしめて既其喪を發せしめを京師より同月十七日權大納言源忠禮卿を勅使として關東に下しめひ故大將軍家定公に大政大臣正一位を贈り謚を溫恭院と賜し是は依て御臺所を天璋院と稱しける這は是後の談しあるもの緯の便宜に記すなり开の叔父幕府の將軍の嗣君を儲け定めんと種々集議し速び一所一橋刑部卿慶喜を正しく水戸老侯の子息ありて聰明

英智に涉らせらるれば徳の時勢の折るる此卿をのり嗣君とせん夏最も至當なるべしと尾州侯を始とせしめて越前津山仙臺土州肥前伊達の七諸侯佐倉上田の両閣老及び石河土州本郷丹州の両參政等も拳つて這の旨を諷せらるるみぞ自餘の羣吏も然るべしと大半同意為たりしうと唯彦根中將の憶ふ仔細のありをみや曾て此諷を昔せざれば本来紀州菊千代殿を御養君ふるされ度御内慮



のありけりゆゑ此君あそ嗣君と定むべけき少く他の  
 意見も更ニ待ず今給漸く十二歳ありあふ紀伊  
 宰相殿を執立と願ふ宗家の世嗣とて是を徳川  
 十四代の將軍との稱しける介程ふ故將軍家定公  
 の俄らよ薨去在ませしに就ての給々たる取沙汰  
 り其が中ふも彦根中將ふ阿諶幕吏の將軍薨去  
 の急症を名として辞功工よ告るやう近頃水戸の  
 老侯ハ君が威光を嫉之思ひて子息刑部殿を將

軍の職ふ居しめ其勢威を借んとし羈縻を儲けら  
 せし是咸君公の英断ふより老侯が策画併とな  
 わり然りと人ども將軍の薨去の始末ふ至りてを  
 疑ひ思ふ仔細もあをを俱ふ注意を做すべき多んと  
 折々中將ふ告ぐる者あるを以て常ふ彦根中將ハ水戸  
 老侯を擯んとする内慮頗ふきざし是より人の讒  
 を容らば種々探索を廻らして真偽も分ぬ事を  
 名として終ふ水戸老侯を始とめし一百餘名を

櫻田紀聞 卷之一  
攢斥ひんせき一彌憚いみだる所ところ多く慕威ぼゐを獨ひとり主張しやうぢやう做なし衆しゆの  
恨うらみを我受われうけらる此田頗このた頗たる書盡しよきん一這こゝみ説とうんと欲ほつ  
せうど初卷よゑの紙し真まみ定額ていごくのそを开ひらけ次の卷まきふ  
談たり出いきをを听きねか

門人

淺井調瓶  
中島湘湖  
校合

櫻田紀聞卷之一終

樂天堂佐藤了翁

藏書